

令和3年8月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	山口由美

健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく神戸市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の結果	1
1 総 括	2
(1) 算定対象会計	2
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	3
(3) 健全化判断比率の状況	3
(4) 資金不足比率の状況	4
2 健全化判断比率	5
(1) 実質赤字比率	5
(2) 連結実質赤字比率	6
① 概 要	6
② 宅地造成事業を行う特別会計の概要	7
(3) 実質公債費比率	9
① 概 要	9
(4) 将来負担比率	10
① 概 要	10
② 一般会計等の将来負担額	11
③ 充当可能財源等	15
3 公営企業の資金不足比率	16
(1) 概 要	16
《参考資料》	
別表 1-1~1-3、2-1~2-2	18

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し千円単位で表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
 - 対前年度増減額、差引額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。

令和2年度決算に基づく神戸市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定は法令等に基づいて適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、算定過程における判断の妥当性を含めて審査を行うため、決算書類、証書類、諸帳簿等との照合、責任者に対する質問等を行った。

また、各比率については、年度比較による分析を行った。

第3 審査の期間

令和3年5月21日～8月6日

第4 審査の結果

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要は以下のとおりである。

1 総括

(1) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は第1表のとおりである。

第 1 表 健全化判断比率等の対象会計

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※2	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費						
		市営住宅事業費						
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険事業費	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※2	
			駐車場事業費					
			介護保険事業費					
			後期高齢者医療事業費					
	公営企業に係る特別会計※1	法非適用						市場事業費
								食肉センター事業費
								農業集落排水事業費
								市街地再開発事業費
		法適用						下水道事業会計
								新都市整備事業会計
								港湾事業会計
								自動車事業会計
								高速鉄道事業会計
								水道事業会計
								工業用水道事業会計
一部事務組合，広域連合		阪神水道企業団						
		兵庫県後期高齢者医療広域連合						
		関西広域連合						
地方公社，第三セクターなど		神戸市道路公社						
		公立大学法人神戸市外国語大学						
		公立大学法人神戸市看護大学						
		地方独立行政法人神戸市民病院機構						
		損失補償を付している団体						
		反復・継続的な短期貸付を受けている団体						

※1 「法適用」は地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」は「法適用」以外の公営企業である。

※2 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成21年4月1日から施行されている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が行われ、各比率が早期健全化基準以上であれば財政健全化計画を、財政再生基準以上であれば財政再生計画を議会の議決を経て定めなければならないこととなっている。

(3) 健全化判断比率の状況

令和2年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、第2表のとおりである。

第 2 表 健 全 化 判 断 比 率 の 状 況

(単位 比率：%)

	令和2年度	令和元年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	-	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	-	-	16.25	30.00
実質公債費比率	4.3	4.6	25.0	35.0
将来負担比率	61.6	66.1	400.0	-

令和2年度決算において一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字及び全会計の連結実質赤字は生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

このほか、当年度の実質公債費比率は4.3%、将来負担比率は61.6%であり、いずれも早期健全化基準を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は4.1%から4.8%に上昇した（第7表参照）が、当年度の実質公債費比率（3ヵ年平均）は前年度に比べ0.3ポイント低下した。

また、当年度の将来負担比率は、主として公債基金が増加したことにより前年度に比べ4.5ポイント低下した。

(4) 資金不足比率の状況

令和2年度決算に基づく公営企業に係る特別会計の資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第 3 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 比率：%)

	令和2年度	令和元年度	経営健全化 基準
市場事業費	-	-	20.0
食肉センター事業費	-	-	
農業集落排水事業費	-	-	
市街地再開発事業費	-	-	
下水道事業会計	-	-	
新都市整備事業会計	-	-	
港湾事業会計	-	-	
自動車事業会計	15.5	17.5	
高速鉄道事業会計	-	-	
水道事業会計	-	-	
工業用水道事業会計	-	-	

備考： 経営健全化基準以上であれば経営健全化計画を策定。

公営企業に係る特別会計 11 会計のうち、自動車事業会計において資金不足比率が算定されているが、経営健全化基準を下回っている。

自動車事業会計の当年度の資金不足比率は、新型コロナウイルス感染症の影響により営業収益が減少したものの、それを補填するために発行が認められた特別減収対策企業債を発行したことにより資金不足額が減少したため、15.5%となっている。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

備考:1 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

2 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

当該比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定される。令和2年度決算に基づく一般会計等の実質収支額合計は第4表のとおり黒字であり、当該比率は算定されない。

なお、当年度の一般会計の実質収支は、2億9千9百万円の黒字となっている。

第4表 実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
一般会計等実質収支額 (A)	299,948	1,321,301	△ 1,021,353
一般会計	299,948	1,321,301	△ 1,021,353
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 ※	—	—	—
市営住宅事業費	—	—	—
公債費	—	—	—
標準財政規模 (B)	443,142,773	439,969,175	3,173,598
実質赤字比率 (A/B×100)	—	—	—

※ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされる。

備考: (A) 欄の合計額は一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出に基づいて算定したもの。
なお、会計別内訳は純計に基づくものではない。

実質赤字の場合は、実質収支額欄が負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

① 概要

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 備考:1 連結実質赤字額=(実質黒字額+資金剰余額)-(実質赤字額+資金不足額)がマイナスの値である。
 2 資金不足額(法適用企業)=[{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額
 資金剰余額(法適用企業)=流動資産-{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債}
 なお、流動資産や流動負債からは一般会計等との重複額等の控除があるほか、宅地造成事業を行う特別会計には土地評価差額等特例的な取扱いがある。
 3 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

令和2年度決算に基づく全会計の連結実質収支額は、第5表のとおりであり、全会計の連結実質赤字は生じていないことから、当該比率は算定されない。

第 5 表 連 結 実 質 赤 字 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

	実質収支額又は資金不足・剰余額		対前年度増減 (a-b)
	令和2年度(a)	令和元年度(b)	
一 般 会 計 等 (A)	299,948 (0.1)	1,321,301	△ 1,021,353
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計(B)	6,700,684 (3.0)	4,278,754	2,421,930
国民健康保険事業費	2,040,181 (0.9)	871,283	1,168,898
駐 車 場 事 業 費	— (—)	—	—
介 護 保 険 事 業 費	4,660,503 (2.1)	3,407,471	1,253,032
後期高齢者医療事業費※1	— (—)	—	—
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 (C)	214,334,085 (96.8)	205,613,574	8,720,511
法 非 適 用			
市 場 事 業 費	— (—)	—	—
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	— (—)	—	—
農 業 集 落 排 水 事 業 費	— (—)	—	—
市 街 地 再 開 発 事 業 費	3,138,946 (1.4)	—	3,138,946
法 適 用			
下 水 道 事 業 会 計	26,859,904 (12.1)	27,186,821	△ 326,917
新 都 市 整 備 事 業 会 計	123,334,204 (55.7)	117,071,937	6,262,267
港 湾 事 業 会 計	39,646,145 (17.9)	37,315,169	2,330,976
自 動 車 事 業 会 計	△ 1,239,732 (△ 0.6)	△ 1,717,695	477,963
高 速 鉄 道 事 業 会 計	6,131,495 (2.8)	7,345,352	△ 1,213,857
水 道 事 業 会 計	14,776,124 (6.7)	16,829,906	△ 2,053,782
工 業 用 水 道 事 業 会 計	1,686,999 (0.8)	1,582,084	104,915
連 結 実 質 収 支 額 (D = A + B + C)	221,334,717 (100.0)	211,213,629	10,121,088
標 準 財 政 規 模 (E)	443,142,773	439,969,175	3,173,598
連 結 実 質 赤 字 比 率 (D / E)	—	—	—

※1 後期高齢者医療事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされる。

備考：1 「実質収支額／資金不足・剰余額」欄の負の値は、公営企業に係る特別会計における資金不足額又はその他の会計における実質赤字を表している。

2 表中の（ ）は「連結実質収支額(D)」に対する構成比率である。

なお、販売を目的とする土地を保有し宅地造成事業を行う特別会計については、算定上特例的な取扱いがあり、その状況は「②宅地造成事業を行う特別会計の概要」で述べる。

② 宅地造成事業を行う特別会計の概要

神戸市において、宅地造成事業を行う特別会計は新都市整備事業会計（地方公営企業法適用）、市街地再開発事業費（地方公営企業法非適用）の2会計である。

新都市整備事業会計においては、第6-1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた額（他会計との重複額の控除等の調整後）(A)は991億円であるが、算定上の特例により販売用土地収入見込額(B)を加え、その造成のために起こした地方債の現在高(C)、(D)を差し引きするため、財政健全化法における資金剰余額(E)は1,233億円であり、連結実質収支額の55.7%となっている。

資金剰余額(E)が前年度に比べ62億円増加している。これは主として、地方債の償還に伴い地方債の現在高(D)が283億円減少したことによるものである。

第 6 - 1 表 宅地造成事業を行う特別会計（法適用企業）の状況

〔新都市整備事業会計〕（単位 金額：千円）

	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
当年度末の流動資産から流動負債を差し引いた額 (A)	99,106,332	101,009,475	△ 1,903,143
販売用土地収入見込額 (B)	137,628,884	160,473,385	△ 22,844,501
販売用土地収入見込額から控除する額 (C)	63,201,012	65,873,923	△ 2,672,911
地方債の現在高 (D)	50,200,000	78,537,000	△ 28,337,000
資金剰余額 (A) + (B) - (C) - (D) (E)	123,334,204	117,071,938	6,262,266

備考：1 (A)欄は、(流動資産-他会計との重複額)-(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債-他会計との重複額)

2 (B)欄は、時価評価から販売経費等見込額を控除した額、簿価のいずれか低い方である。

時価評価は、区域ごとの販売公表価格を基準として販売実績の有無や売出開始後の経過年数を加味する方法を用いて算定している。

3 (D)欄は、算定の取扱い上、流動負債に計上されている地方債の現在高（283億円）は含まれていない。

次に、市街地再開発事業費の状況は第 6-2 表のとおりであり、市街地再開発事業費の繰越金 (A) に販売用土地収入見込額 (B) を加え、地方債の現在高 (C) を控除した額となる。

市街地再開発事業費の繰越金 (A) はなく、販売用土地収入見込額 (B) が地方債の現在高 (C) を上回っていることから、財政健全化法の算定上、資金剰余額 (D) が生じる。

第 6-2 表 宅地造成事業を行う特別会計(法非適用企業)の状況

〔市街地再開発事業費〕(単位 金額：千円)

	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
市街地再開発事業費の繰越金 (A)	-	-	-
販売用土地収入見込額 (B)	25,986,157	24,396,871	1,589,286
地方債の現在高 (C)	22,847,211	24,994,452	△ 2,147,241
資金剰余額 (A) + (B) - (C) (D)	3,138,946	-	3,138,946

備考：(B) 欄は、保留床売却収入見込額である。

(D) < 0 となるときは、(D) = 0 とし、算入しない。

(3) 実質公債費比率

① 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）であり、算定式は以下のとおりである。財政健全化法における早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であり、また、18%以上になると地方債発行の協議団体から許可団体へ移行することになる基準である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{算入公債費等の額}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}} \text{の3カ年平均}$$

備考:1 準元利償還金は、公債基金の積立不足額を考慮して算定した額、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金、阪神水道企業団の地方債償還に対する負担金及び公債費に準じる債務負担行為に係るものの合計である。

2 算入公債費等の額は、元利償還金及び準元利償還金に係る地方交付税の基準財政需要額への算入額である。

当年度の算定状況は第7表のとおりであり、実質公債費比率は4.3%で、前年度（4.6%）に比べ0.3ポイント低下している。令和2年度の実質公債費比率（単年度）は上昇したものの、3カ年平均では低下した。令和2年度の実質公債費比率（単年度）が上昇した理由は、過年度に発行した地方交付税算入率の高い市債の償還の進捗等によるものである。

第 7 表 実 質 公 債 費 比 率 の 状 況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方債の元利償還金 (A)	43,314,325	46,454,320	48,267,151
準元利償還金 (B)	60,965,166	58,886,570	58,646,476
特定財源 (C)	29,882,366	30,477,374	30,747,233
元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)	55,901,907	59,063,349	60,610,734
標準財政規模 (E)	443,142,773	439,969,175	438,756,055
実質公債費比率(単年度)	4.8%	4.1%	4.1%
実質公債費比率(3カ年平均)	4.3%		

備考:1 令和元年度実質公債費比率(平成29年度～令和元年度の3カ年平均)は、4.6%である。

$$2 \text{ 実質公債費比率(単年度)} = \frac{(A+B) - C - D}{E - D} \times 100$$

(4) 将来負担比率

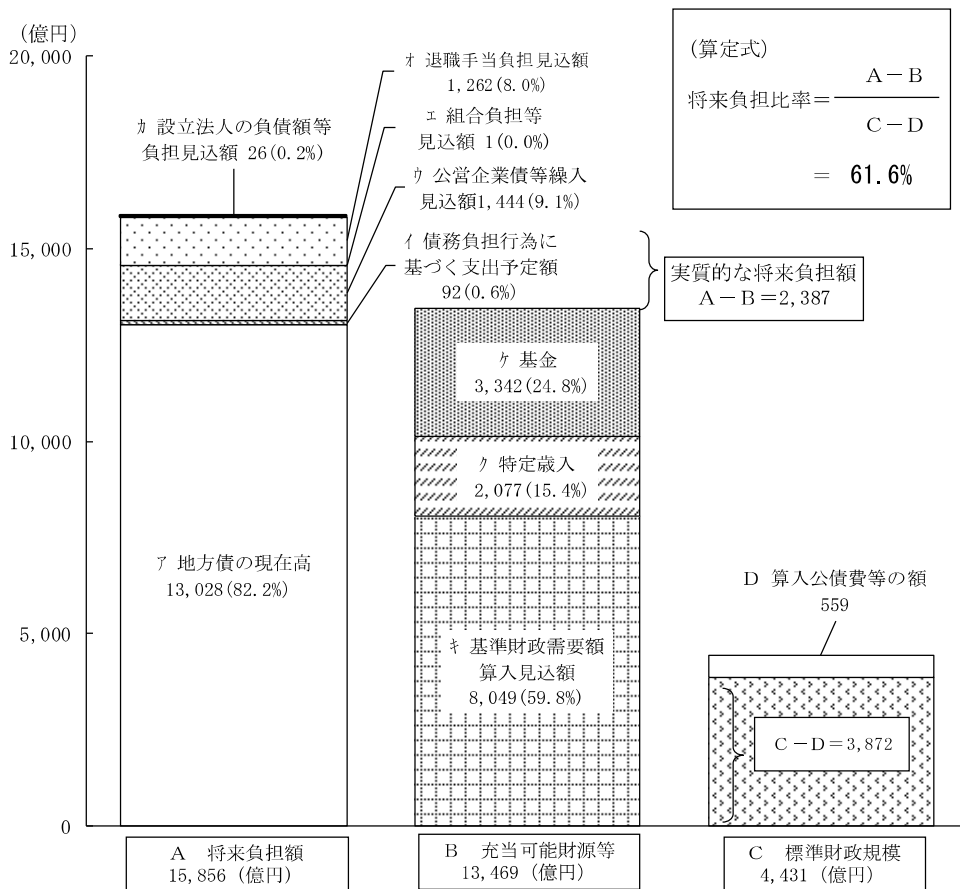
① 概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。これは財政健全化法で導入された唯一のストック指標であり、政令市の早期健全化基準は400%とされている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

令和2年度決算に基づく算定状況は第1図のとおりである。将来負担額1兆5,856億円から充当可能財源等1兆3,469億円を差し引いた実質的な将来負担額は2,387億円であり、標準財政規模から地方債の元利償還等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入額を控除した額3,872億円に対する将来負担比率は61.6%で、前年度(66.1%)に比べ4.5ポイント低下している。

第1図 将来負担比率の状況



備考：グラフ上の()は、A:将来負担額に対する構成比率、B:充当可能財源等に対する構成比率である。

② 一般会計等の将来負担額

一般会計等の将来負担額の様子は第8表のとおりであり、主として地方債の現在高が増加したことにより、前年度に比べ215億円増加している。

第8表 一般会計等の将来負担額の様子

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
地方債の現在高 ア	1,302,897,899 (336.5)	1,256,346,832	46,551,067
債務負担行為に基づく支出予定額 イ	9,266,254 (2.4)	12,625,252	△ 3,358,998
公営企業債等繰入見込額 ウ	144,416,559 (37.3)	159,851,409	△ 15,434,850
組合負担等見込額 エ	162,399 (0.0)	301,635	△ 139,236
退職手当負担見込額 オ	126,295,406 (32.6)	128,896,187	△ 2,600,781
設立法人の負債額等負担見込額 カ	2,629,347 (0.7)	6,081,154	△ 3,451,807
連結実質赤字額 ①	— (—)	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額 ②	— (—)	—	—
将来負担額合計(ア～カ計+①+②)	1,585,667,864 (409.5)	1,564,102,469	21,565,395
(参考) 標準財政規模 C	443,142,773	439,969,175	3,173,598
(参考) 算入公債費等 D	55,901,907	59,063,349	△ 3,161,442
(参考) 将来負担比率算式の分母(C-D)	387,240,866	380,905,826	6,335,040

備考:1 表中のアからカ、C、Dは第1図参照

2 表中の()は、将来負担比率算式の分母(C-D)に対する比率である。

各算定要素の概要は、以下のとおりである。

ア 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は1兆3,028億円で、将来負担額の82.2%となっており、主として臨時財政対策債が276億円増加したほか教育債が145億円、土木債が49億円増加したことなどにより、前年度に比べ465億円増加している。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は92億円である。

主な内訳は、東灘区、灘区及び北区の庁舎整備に係るもの65億円、中央卸売市場本場の再整備などPFI事業に係るもの23億円などである。学校先行建設に係る債務負担行為が前年度に比べ22億円減少したこと等により、支出予定額は前年度に比べ33億円減少している。

ウ 公営企業債等繰入見込額

一般会計等以外の特別会計の企業債等元金償還に対する一般会計等からの繰入見込額は、1,444 億円であり、将来負担額の 9.1%となっている。これは、一般会計等以外の特別会計 15 会計のうち下水道事業会計など 9 会計に対するものであり、内訳は第 9 表のとおりである。

宅地造成事業以外については、企業債残高に過去 3 ヶ年の準元金償還金を元金償還金で除した繰入実績等の平均値を乗じて算定されるが、経常赤字の公営企業は総務省が定める繰出基準に基づく繰入見込額が下限となる。

宅地造成事業については、現在の繰入実績の有無にかかわらず、事業終了時の実質的な債務超過に相当する額が算定される。

前年度に比べ繰入見込額が 154 億円減少（第 8 表参照）しているのは、下水道事業会計において、前年度に比べ企業債残高及び繰入割合が減少したことなどによるものである。

第 9 表 公営企業債等繰入見込額の状況

(単位 金額：千円)

会計名	令和2年度			令和元年度		
	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)
市場事業費	3,546,961	-	3,546,961	2,979,403	-	2,979,403
食肉センター事業費	1,223,015	-	1,223,015	1,298,317	-	1,298,317
農業集落排水事業費	5,174,947	-	5,174,947	5,796,883	-	5,796,883
市街地再開発事業費	11,638,228	-	11,638,228	15,508,480	1,471,896	16,980,376
下水道事業会計	40,467,476	-	40,467,476	46,252,054	-	46,252,054
新都市整備事業会計	-	-	-	-	-	-
港湾事業会計	29,251,629	-	29,251,629	36,217,675	-	36,217,675
自動車事業会計	364,348	-	364,348	102,974	-	102,974
高速鉄道事業会計	52,702,248	-	52,702,248	50,172,403	-	50,172,403
水道事業会計	47,707	-	47,707	51,324	-	51,324
工業用水道事業会計	-	-	-	-	-	-
合 計	144,416,559	-	144,416,559	158,379,513	1,471,896	159,851,409

エ 組合負担等見込額

阪神水道企業団が実施する水源開発等施設整備に係る地方債の償還額等については、繰出基準の対象となる地方債等の現在高に構成団体ごとの負担率を乗じて算定している。神戸市の負担見込額は、主として対象となる地方債の償還進捗等により、前年度に比べ 1 億円減少し、1 億円となった。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合及び関西広域連合については、神戸市が負担すべき地方債現在高はなく、負担見込額は算定されない。

なお、各団体においては、当年度の連結実質赤字額はなく、組合連結実質赤字額負担見込

額は算定されない。

オ 退職手当負担見込額

当年度末退職者を除く全職員のうち、一般会計等が実質的に退職手当を負担する職員が、当年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。

退職手当負担見込額は1,262億円であり、前年度に比べ26億円減少している。これは勤続年数の長い職員数の減による。

カ 設立法人の負債額等負担見込額

(7) 神戸市道路公社に係るもの

神戸市道路公社の負債額に係る一般会計等の負担見込額は第10表のとおりである。

借入金残高は174億円、将来収支見込額は122億円で、償還に充てることができる現預金等が42億円となったため、将来負担額は9億円となった。

なお、財政健全化法においては、神戸市からの出資金283億円及び神戸市からの借入金18億円を同公社に係る負担見込額の算定上考慮しない。

第 10 表 道路公社の負債額に係る負担見込額の状況

(単位 金額：千円)

		借入金残高 (A)	将来収入見込額 (B)	将来支出見込額 (C)	将来収支見込額 (D)=(B)-(C)	道路事業損失 補てん引当金 (E)	将来負担額 (負の場合) (A)-(D)-(E)
令和2年度 (a)	道路特措法	17,476,290	81,085,901	69,171,312	11,914,589	4,265,885	959,144
	上記以外	—	891,252	554,580	336,672		
	計	17,476,290	81,977,153	69,725,892	12,251,261		
令和元年度 (b)	道路特措法	17,713,036	68,211,972	57,886,142	10,325,830	2,845,582	4,408,944
	上記以外	160,000	647,496	354,816	292,680		
	計	17,873,036	68,859,468	58,240,958	10,618,510		
対前年度増減 (a-b)	道路特措法	△ 236,746	12,873,929	11,285,170	1,588,759	1,420,303	△ 3,449,800
	上記以外	△ 160,000	243,756	199,764	43,992		
	計	△ 396,746	13,117,685	11,484,934	1,632,751		

備考：1 (A)欄は神戸市からの長期借入金残高を除く。

2 (B)欄及び(C)欄は、道路整備特別措置法に係る業務については計画上の収入及び支出をそれぞれ過去3ヵ年の実績に応じて補正し、それ以外の業務については3ヵ年平均値に業務実施見込期間を掛けて算出している。

3 (E)欄は道路整備特別措置法施行令に基づく道路事業損失補てん引当金のうち、現預金等借入金の償還に充てることができるものに限る。

(イ) 地方独立行政法人に係るもの

神戸市の地方独立行政法人として、公立大学法人神戸市外国語大学、公立大学法人神戸市看護大学及び地方独立行政法人神戸市民病院機構があるが、各法人とも繰越欠損金はなく、負担見込額は算定されない。

(ウ) 損失補償債務等に係るもの

損失補償債務等に係る負担見込額の状況は第11表のとおりであり、負担見込額は16億7千万円となっている。

(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に対し、神戸市が損失補償を行っている債務33億円を対象に、法人の財務諸表における経常損益や純資産等の状況等に応じて国の算定基準に基づき、50%を神戸市の将来負担額とする方法で算定されており、負担見込額は16億5千万円となっている。

(ii) 公的信用保証、その他の損失補償債務等に係る負担見込額

公的信用保証及びその他の損失補償債務等に係る負担見込額は2千万円で、前年度に比べ微減となっている。

第 11 表 損失補償債務等に係る負担見込額の状況

(単位 金額：千円)

	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額 ※1	1,650,000	1,650,000	0
(公財)神戸医療産業都市推進機構	1,650,000	1,650,000	0
(ii) 公的信用保証、その他の負担見込額	20,203	22,210	△ 2,007
神戸電鉄株式会社 ※2	20,203	22,210	△ 2,007
合 計	1,670,203	1,672,210	△ 2,007

※1 損失補償債務等に係る負担見込額の算定要素である経常損益からは神戸市の補助金等財政支援分が除かれる。

※2 三田線複線化等事業に係る損失補償債務。

③ 充当可能財源等

一般会計等の将来負担額に対する充当可能財源等の状況は第12表のとおりであり、充当可能財源等合計額は1兆3,469億円で、前年度に比べ347億円増加している。

第12表 充当可能財源等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和2年度 (a)		令和元年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
基準財政需要額算入見込額 キ	804,996,293	(59.8)	789,859,415	15,136,878
充当可能特定歳入 ク	207,733,520	(15.4)	207,043,015	690,505
都市計画税収	104,119,726	(7.7)	111,152,049	△ 7,032,323
転貸債に係る償還金	53,812,972	(4.0)	53,799,885	13,087
公営住宅の使用料等	47,000,822	(3.5)	42,091,081	4,909,741
国庫支出金等	—	(—)	—	—
猶予特例債に係る徴収金等	2,800,000	(0.2)	—	2,800,000
充当可能基金 ケ	334,226,476	(24.8)	315,290,704	18,935,772
公債基金	300,832,680	(22.3)	279,522,253	21,310,427
都市整備等基金	12,394,238	(0.9)	10,955,946	1,438,292
財政調整基金	8,261,564	(0.6)	11,537,886	△ 3,276,322
その他の基金	12,737,994	(0.9)	13,274,619	△ 536,625
充当可能財源等合計 (キ～ケ計)	1,346,956,289	(100.0)	1,312,193,134	34,763,155

備考：1 表中のキ、ク、ケは第1図参照

2 表中の()は充当可能財源等に対する構成比率である。

ア 基準財政需要額算入見込額 (第12表 キ)

基準財政需要額算入見込額は8,049億円で、充当可能財源等の59.8%となっている。これは、地方債償還元金等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入見込額であり、地方債現在高等に国が定めた算入率を乗じて算定され、前年度に比べ算入見込額合計は151億円増加しているが、これは臨時財政対策債償還費に係る算入見込額が増加したことなどによる。

イ 地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入 (第12表 ク)

地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入は2,077億円で、充当可能財源等の15.4%となっている。前年度に比べ6億円増加しているが、これは地方債の償還に充てる公営住宅の使用料等の充当見込額が増加したことなどによる。

ウ 充当可能基金 (第12表 ケ)

充当可能基金は、財政健全化法上では、法律で用途が限定されている基金や公営企業に設けられた基金を除く全ての基金(繰替運用や不動産等で保有する部分を除く)とされており、充当可能基金額は公債基金など19基金3,342億円(同24.8%)となっている。

前年度に比べ189億円増加しているが、これは公債基金が増加したことなどによる。

3 公営企業の資金不足比率

(1) 概要

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$$

備考:1 資金の不足額

[法適用] = [(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に充てる地方債]-流動資産]-解消可能資金不足額

[法非適用] = (実質赤字額+建設改良費等以外の経費に充てる地方債)-解消可能資金不足額

なお、神戸市の法非適用の公営企業に対しては一般会計が収支差補填等の繰出を行っており実質赤字額は生じていない。

2 事業規模=営業収益の額-受託工事収益の額 (法非適用の場合はそれぞれ相当する額)

なお、宅地造成事業のみを行っている公営企業 (法適用) は事業規模=資本+負債である。

財政健全化法上、資金不足比率が経営健全化基準である 20%以上になると、経営健全化計画を議会の議決を経て定めなければならない。このほか、地方財政法上、資金不足比率が 10%以上になると、起債にあたり総務大臣の許可が必要となり、資金不足解消計画の策定が必要となる。

令和 2 年度決算に基づく資金不足比率の状況は第 13 表のとおりであり、公営企業に係る特別会計 11 会計のうち、資金不足比率が算定されたのは自動車事業会計の 1 会計である。

自動車事業会計の資金不足比率は 15.5%となっている。これは新型コロナウイルス感染症の影響により営業収益が減少したものの、それを補填するために発行が認められた特別減収対策企業債を発行したことにより資金不足額が減少したことによる。

第 13 表 資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

	令和2年度			令和元年度		
	資金不足額	事業規模	資金不足比率	資金不足額	事業規模	資金不足比率
市場事業費	-	1,360,431	-	-	1,421,869	-
食肉センター事業費	-	162,404	-	-	159,714	-
農業集落排水事業費	-	119,872	-	-	106,066	-
市街地再開発事業費	△ 3,138,946	-	-	-	1,100,000	-
下水道事業会計	△ 26,859,904	22,277,819	-	△ 27,186,821	22,304,346	-
新都市整備事業会計	△ 123,334,204	226,787,597	-	△ 117,071,937	246,388,577	-
港湾事業会計	△ 39,646,145	16,454,690	-	△ 37,315,169	17,231,112	-
自動車事業会計※1	1,239,732	7,970,585	15.5	1,717,695	9,773,730	17.5
高速鉄道事業会計	△ 6,131,495	16,727,174	-	△ 7,345,352	20,826,578	-
水道事業会計	△ 14,776,124	29,729,781	-	△ 16,829,906	30,936,004	-
工業用水道事業会計	△ 1,686,999	1,456,049	-	△ 1,582,084	1,440,357	-

※1 令和2年度資金不足額=[流動負債52億円-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債2億円+建設改良費等以外の経費に充てる地方債22億円-流動資産37億円-解消可能資金不足額22億円]

備考：資金不足額欄において、資金不足額は正数表示となる。

《 参 考 资 料 》

別表 1-1~1-3、2-1~2-2

《総務省「令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より集計》

別表 1-1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率(政令市)の状況

(単位 比率：%)

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
札幌市	—	札幌市	—	札幌市	2.1	浜松市	—
仙台市	—	仙台市	—	相模原市	2.7	岡山市	—
さいたま市	—	さいたま市	—	大阪市	3.2	堺市	9.4
千葉市	—	千葉市	—	神戸市	4.6	大阪市	21.2
横浜市	—	横浜市	—	さいたま市	5.3	相模原市	31.3
川崎市	—	川崎市	—	堺市	5.3	さいたま市	32.0
相模原市	—	相模原市	—	浜松市	5.5	静岡市	48.9
新潟市	—	新潟市	—	岡山市	5.6	札幌市	49.7
静岡市	—	静岡市	—	仙台市	6.1	神戸市	66.1
浜松市	—	浜松市	—	静岡市	6.4	仙台市	78.8
名古屋市	—	名古屋市	—	熊本市	6.6	名古屋市	104.8
京都市	—	京都市	—	川崎市	7.5	福岡市	112.3
大阪市	—	大阪市	—	名古屋市	8.2	川崎市	123.7
堺市	—	堺市	—	北九州市	9.9	熊本市	126.7
神戸市	—	神戸市	—	横浜市	10.2	千葉市	138.3
岡山市	—	岡山市	—	福岡市	10.2	新潟市	139.6
広島市	—	広島市	—	京都市	10.4	横浜市	140.4
北九州市	—	北九州市	—	新潟市	10.5	北九州市	170.8
福岡市	—	福岡市	—	広島市	12.4	広島市	183.7
熊本市	—	熊本市	—	千葉市	12.9	京都市	191.1
平均	—	平均	—	平均	7.3	平均	91.6

- 備考 1 実質赤字額や連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「—」と表記している。
 2 早期健全化基準は、各団体とも実質赤字比率 11.25%、連結実質赤字比率 16.25%、実質公債費比率 25%、将来負担比率 400%である。政令市はいずれの比率も早期健全化基準を下回っている。
 3 平均値は加重平均である。

別表 1-2 令和元年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計
都道府県・(47団体)	—	—	—	—	—
政令市・(20団体)	—	—	—	—	—
市区・(795団体)	—	—	1 (1)	1	2 (1)
町村・(926団体)	—	—	—	—	—
合計・(1,788団体)	—	—	1 (1)	1	2 (1)

- 備考 1 ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
 2 将来負担比率には、財政再生基準はない。
 3 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準(財政再生基準)以上である団体の純計は、1(1)団体(市1(1))である。

別表 1 - 3 令和元年度決算に基づく項目別将来負担額等の状況

(単位 金額：億円、比率：%)

	神戸市			政令市（平均）		
	金額	構成比	対分母比	金額	構成比	対分母比
①一般会計等に係る地方債の現在高	12,563	80.3	329.8	10,496	77.7	321.0
②債務負担行為に基づく支出予定額	126	0.8	3.3	207	1.5	6.3
③公営企業債等繰入見込額	1,599	10.2	42.0	1,732	12.8	53.0
④組合等負担等見込額	3	0.0	0.1	20	0.1	0.6
⑤退職手当負担見込額	1,289	8.2	33.8	988	7.3	30.2
⑥設立法人の負債額等負担見込額	61	0.4	1.6	63	0.5	1.9
⑦連結実質赤字額	—	—	—	—	—	—
⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	—	—	—	—
将来負担額合計額	15,641	100.0	410.6	13,506	100.0	413.1
⑨充当可能基金	3,153	24.0	82.8	1,909	18.2	58.4
⑩充当可能特定歳入	2,070	15.8	54.4	2,362	22.5	72.2
⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	7,899	60.2	207.4	6,237	59.4	190.8
充当可能財源等合計	13,122	100.0	344.5	10,508	100.0	321.4
⑫標準財政規模	4,400	—	115.5	3,721	—	113.8
⑬算入公債費等の額	591	—	15.5	451	—	13.8
将来負担比率算式分母 (⑫-⑬)	3,809	—	100.0	3,270	—	100.0
将来負担比率	66.1%	—	—	91.6%	—	—

(注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。
 2 将来負担比率の算式〔①～⑧の合計値(将来負担額)－⑨～⑪合計値(充当可能財源等)] / (⑫－⑬)
 3 構成比欄①～⑧は将来負担額に占める割合、⑨～⑪は充当可能財源等に占める割合である。
 4 対分母比欄は将来負担比率算式分母(⑫－⑬)を100とした場合の比率である。
 ※ 「令和元年版地方財政白書 第134表 項目別将来負担額等の状況」より集計

別表 2-1 令和元年度決算に基づく資金不足比率(政令市の公営企業会計)の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

政令市	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率	標準財政規模比
神戸市	自動車事業会計	1,717,695	17.5	0.4
仙台市	自動車運送事業会計	291,933	4.3	0.1
政令市合計		2,009,628	-	-

備考 1 資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

2 資金不足比率には、財政再生基準はない。

別表 2-2 令和元年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	- / 24	- / 19	- / 1,175	- / 95	- / 1,313
簡易水道事業	- / -	- / 2	- / 558	- / 1	- / 561
工業用水道事業	- / 39	- / 9	- / 96	- / 10	- / 154
交通事業	- / 3	- / 18	- / 55	- / 3	- / 79
電気事業	- / 25	- / 2	- / 68	- / 2	- / 97
ガス事業	- / -	- / 1	- / 23	- / -	- / 24
港湾整備事業	- / 35	- / 4	- / 43	- / 6	- / 88
病院事業	- / 37	- / 14	- / 440	- / 78	- / 569
市場事業	- / 9	- / 18	- / 117	- / 9	- / 153
と畜場事業	- / 1	- / 6	- / 29	- / 8	- / 44
宅地造成事業	- / 48	- / 17	- / 348	1 / 6	1 / 419
下水道事業	- / 46	- / 28	2 / 2,347	- / 21	2 / 2,442
観光施設事業	- / 6	- / 4	2 / 221	- / -	2 / 231
その他事業	- / 15	- / 2	- / 74	- / 20	- / 111
合計	- / 288	- / 144	4 / 5,594	1 / 259	5 / 6,285

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。